

返礼品(特産品)送付への対応について

平成27年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について(抜粋)

(平成27年1月23日付事務連絡)

① 地方団体に対する寄附金に係る寄附金税額控除(ふるさと納税)について、以下の措置を講ずることとしていること。

イ 返礼品(特産品)送付について、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応の要請

ふるさと納税について、当該寄附金が経済的利益の無償の供与であること、当該寄附金に通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される制度であることを踏まえ、豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進に寄与するため、各地方団体がふるさと納税に係る周知、募集等の事務を行う際には、以下のような行為について自粛していただきたいこと。このことについては、特例控除額の拡充等を含む地方税の年度改正法案の成立後、改めて、大臣通知(技術的助言)により要請を行うことを予定していること。なお、返礼品(特産品)を受け取った場合の当該経済的利益については一時所得に該当することについても留意すること。

(ア) 当該寄附金が経済的利益の無償の供与であることを踏まえ、寄附の募集に際し、当該返礼品(特産品)の送付が対価の提供との誤解を招きかねないような表示により寄附の募集をする行為(下記)については、自粛していただきたいこと。

・ 「返礼品の価格」や「返礼品の価格の割合」(寄附額の何%相当など)の表示

※ 各地方団体のHPや広報媒体等における表示のみでなく、ふるさと納税事業を紹介する事業者等が運営する媒体における表示のための情報提供についても、同様に行わないようにすること。

(イ) ふるさと納税は、経済的利益の無償の供与である寄附金を活用して豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進を推進することにつき、通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される仕組みであることを踏まえ、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品(特産品)を送付する行為(下記)については、自粛していただきたいこと。

・ 換金性の高いプリペイドカード等

・ 高額又は寄附額に対し返礼割合の高い返礼品

② あわせて、ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっては、以下の点にご留意いただきたいこと。

ウ 寄附を受けた地方団体においては、寄附者の個人情報情報を厳格に管理すること。特に、返礼品(特産品)送付に関し外部委託等を行う際には、外部委託等に伴う個人情報漏えい防止対策を徹底すること。

エ 各都道府県においては、域内市区町村の返礼品(特産品)送付が寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応となるよう、適切な助言・支援を行うこと。